

地域密着型サービス 運営推進会議開催の手引き 【令和6年4月】

滝沢市福祉部
高齢者福祉課

1 運営推進会議とは

(1) 運営推進会議の趣旨

地域密着型サービス事業所が、利用者、区市町村職員、地域住民の代表者等に対し、事業所で提供しているサービス内容、実施した行事や発生した事故の内容報告等を行い、内容を明らかにすることで、サービスの質の向上、サービスの質を確保することを目的として事業者自らが設置し運営するものです。事業者は、運営推進会議を開催し、活動報告を行うとともに、意見、助言及び評価等を聞く機会を設ける必要があります。

この仕組みにより、地域住民や地域の団体、関係者と連携・協力し、地域と交流を図ることで、より地域に開かれた事業所運営を行うことが求められています。

(2) 対象サービス

地域密着型サービスのうち、下記のサービスは厚生労働省令により運営推進会議の設置及び開催が義務付けられています。

サービス種別	開催回数
認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護	2月に1回以上 ※年6回以上の開催
小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護	
地域密着型通所介護	おおむね6月に1回以上 ※年2回以上開催
認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護	

※上の表の「サービス種別」は、現在滝沢市において指定しており、当該会議の開催を要する種別を抽出して掲載しています。

(3) 運営推進会議の構成員

当該会議の構成員は以下のとおりです。

- ①利用者又は利用者の家族
- ②地域住民の代表者（（例）事業所の近隣にお住まいの方、自治会・町内会・老人クラブなどの地域団体の方、民生委員、婦人会、幼稚園・学校関係者、NPO法人、介護相談員、配食ボランティアグループ、認知症サポーターなど。）
- ③市の職員又は（当該事業所等を管轄する）地域包括支援センターの職員
- ④当該サービスについて知見を有する者

2 「市の職員又は地域包括支援センターの職員」への会議参加依頼について

サービス種別により、下記のとおり運用します。

サービス種別		会議への参加依頼	構成員
①	(介護予防) 認知症対応型 共同生活介護	市高齢者福祉課	各圏域の地域包括 支援センター
②	(介護予防) 小規模多機能型 居宅介護	市高齢者福祉課	各圏域の地域包括 支援センター
③	地域密着型通所介護	市高齢者福祉課	各圏域の地域包括 又は 市高齢者福祉課
④	(介護予防) 認知症対応型 通所介護	市高齢者福祉課	各圏域の地域包括 支援センター

※上の表の「サービス種別」は、現在滝沢市において指定しており、当該会議の開催を要する種別を抽出して記載しています。

※事業所より参加依頼（開催通知）を受けた「市高齢者福祉課」は、事業所ごとに決めた構成員（市職員又は地域包括支援センター職員）に参加依頼を送付し、出欠の調整を行います。また、会議への参加の可否については、「滝沢市高齢者福祉課」より事業所へ回答します（回答の際は、事業所からの参加依頼（開催通知）に回答方法等の記載があれば、その内容に応じた手段で回答します）。

3 運営推進会議において話し合うことについて

当該会議については、できるだけ双方向的な内容になることを心掛けるとともに、会議の構成員が理解できないような難しい表現はなるべく避けてください（（例）専門用語を多用する等）。また、事業所への「要望」や「助言」などについて気軽に発言できるような環境づくりに努めることが大切です。

運営推進会議の議題、検討内容として以下のものが考えられます。なお、以下は例示であり、これらに限られるものではありません。事業所において、運営推進会議に報告した方がよい、運営推進会議の意見を聴取したいと判断されるものを議題としてください。

ただし、苦情、事故あるいはヒヤリハット事例が発生していた場合は、対応状況や再発防止策な等の取り組みについて当該会議で取り上げ共有するよう努めてください。

また、運営推進会議では、構成員から意見（感想等）を受けるとともに、要望・助言を受けた場合は、事業所ごとに必要な措置を講じてください。

活動状況の報告についての例

- ・事業所の運営方針や特色
- ・運営状況（日々の活動内容、利用者の様子、利用者数や平均介護度の推移など）
- ・自己評価、自己点検結果およびその改善措置
- ・苦情、事故、ヒヤリハット事例及びその対応状況や再発防止策などの取り組み
- ・研修その他従業者の資質向上のための取り組みの状況
- ・人員体制や人事異動に関すること
- ・事業所において実施した行事その他の活動についての状況
- ・地域の住民やボランティア団体等との連携・協力状況
- ・非常災害時における消防団や地域住民との連携のための取り組み状況
- ・前回の会議における要望や助言に対する対応（改善）状況
- ・前回の会議において見出された課題・問題点などに対する（改善）状況

その他議題の例

- ・地域との交流を深めるための今後の取り組みについて
- ・地域における高齢者の社会参加の促進について
- ・地域における高齢者を取り巻く環境・課題およびその支援活動について
- ・自治会や老人クラブ、子供会等との交流やイベントの共同開催について
- ・生活機能の維持または向上について
- ・効果的な機能訓練、レクリエーションについて

4 記録（議事録）の作成・公表・保存について

（1）記録（議事録）の作成

当該会議での報告、評価、要望、助言等について記録（議事録）を作成することが義務付けられています。作成の際には、以下に示した事項を記した記録（様式1）を作成してください。

また、記録を作成する際には、公表となることを念頭に置き、分かりやすい表現を用いるとともに、簡潔にまとめるよう工夫してください。

- ① 事業者名・サービス種別
- ② 開催日時・場所
- ③ 参加者
- ④ 当日の次第
- ⑤ 報告事項
- ⑥ 意見交換、質疑応答
- ⑦ その他必要な事項

※各事業所から提出いただく記録（議事録）について、様式を統一したいことから、様式1を基本として記録を作成し、提出してください。

（2）記録（議事録）の公表

- ①記録は、会議に参加していない方でも内容が分かるように作成し、各事業所において窓口等訪問者が見やすいところに掲示するなどして公表してください。

また、利用者家族や利用希望者から求めがあった場合は、必要に応じて配付してください。

- ②事業所のホームページに掲載してください。また、閲覧できることを周知することが望ましいです。
- ③記録の公表にあたっては、その記録内容から個人が特定できることのないよう、個人情報の取り扱いに十分注意してください。
- ④記録の写しについて、市高齢者福祉課に、当該会議終了後おおむね1か月以内に必ず提出してください。

（3）記録の保存

作成した記録（議事録）は、**5年間**（会議を開催した日が属する年度の翌年度から5年度）**保存**してください。

5 運営推進会議等を活用した評価の実施について

平成27年4月1日付け施行の介護保険制度改正により、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所については、外部評価機関による評価から、事業所による自己評価を運営推進会議（単独開催に限る）に報告し、その場において評価を受けるという方法に変更されました。

また、令和3年度法改正により、認知症対応型共同生活介護事業所についても、従来の外部評価機関による評価と運営推進会議（単独開催に限る）を活用した評価のいずれかの方法を選択できるようになりました。

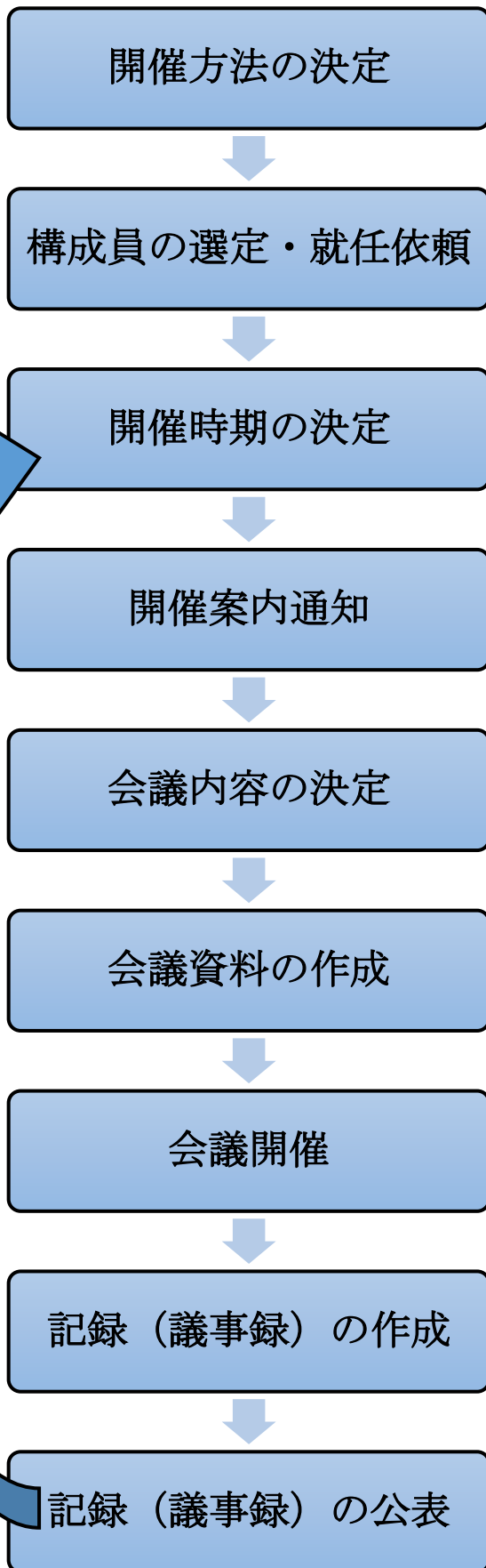
ただし、運営推進会議を活用した評価については、外部評価の実施頻度を2年に1回とする申請の要件には該当しません。

各事業所においては、県ホームページ「地域密着型サービス外部評価の隔年実施について」を参照の上、適切に実施してください。

※【参考】県ホームページ

URL:<https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyou/fukushi/kaigo/1041307.html>

6 運営推進会議開催のながれ



事業所ごとに当該会議の趣旨等を説明し、構成員への就任依頼を行う。

開催時期はあらかじめ決めておくと構成員が参加しやすい。（例：6月と12月の第2水曜日等）

構成員及び市高齢者福祉課に開催案内をする場合は、当該会議開催の概ね1か月前までに行うことが望ましい。

会議の構成員が理解できないような表現（（例）専門用語を多用する等）はなるべく避ける。

7 運営推進会議に関するQ & A

Q 1：当該会議の構成員とされている「地域住民の代表者」とは、具体的にどのような方になるのか。

A 1：厚生労働省の運営推進会議に関する解釈通知によると、「地域住民の代表者とは町内会役員、民生委員、老人クラブの代表者等が考えられる。」とされています。

Q 2：当該会議の構成員とされている「当該サービスについて知見を有する者」とは、具体的にどのような職種や経験等を有するのか。

A 2：厚生労働省の運営推進会議に関するQ & Aによると「知見を有する者とは、学識経験者である必要はなく、高齢者福祉や認知症ケアに携わっている者なども含め、当該サービスについて知見を有する者として客観的、専門的な立場から意見を述べることができる者」とされています。

Q 3：令和3年度改正により、認知症グループホームにおける第三者評価は、外部の者による評価と運営推進会議における評価のいずれかから受けることとされたが、運営推進会議における評価を実施した場合、第三者評価及び運営推進会議の両方を開催したものとして取り扱うのか。

A 3：その通りです。なお、今回の改正は、運営推進会議の開催頻度について現行のおおむね年間6回（あるいは2月に1回）以上開催することの要件を変更するという趣旨ではなく、このうち1回以上をサービスの質を評価する回として良いという意味です。

Q 4：「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」第97条第8項等に規定する自己評価・外部評価の実施等について」において、事業所の外部評価の実施回数について、本来1年に1回以上のところ、2年に1回とすることができる場合の要件の1つとして「過去に外部評価を5年間継続して実施している」ことが挙げられているが、運営推進会議における評価を行った場合、外部評価を実施したとみなして継続年数に算入することができるか。

A 4：できません。継続年数に算入することができるのは、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第97条第8項第1号に規定する外部の者による評価を行った場合に限られます。

4 苦情報告・事故・ヒヤリハット

○○
○○
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

(詳細は別紙当日配付資料のとおり)

5 意見交換・質疑応答

A様⇒○○
○○○○○○○○

管理者⇒○○
○○○○

B様⇒○○
○○○○○○○○

○○
○○○○

管理者⇒○○
○○○○

○○
○

C様⇒○○
○○○○○○○○

D様⇒○○
○○○○○○○○

管理者⇒○○
○○○○

○○
○

6 その他

次回の運営推進会議は、元号○○年○○月○○日 △△：□□から○○デイサ
ービス会議室で開催予定。